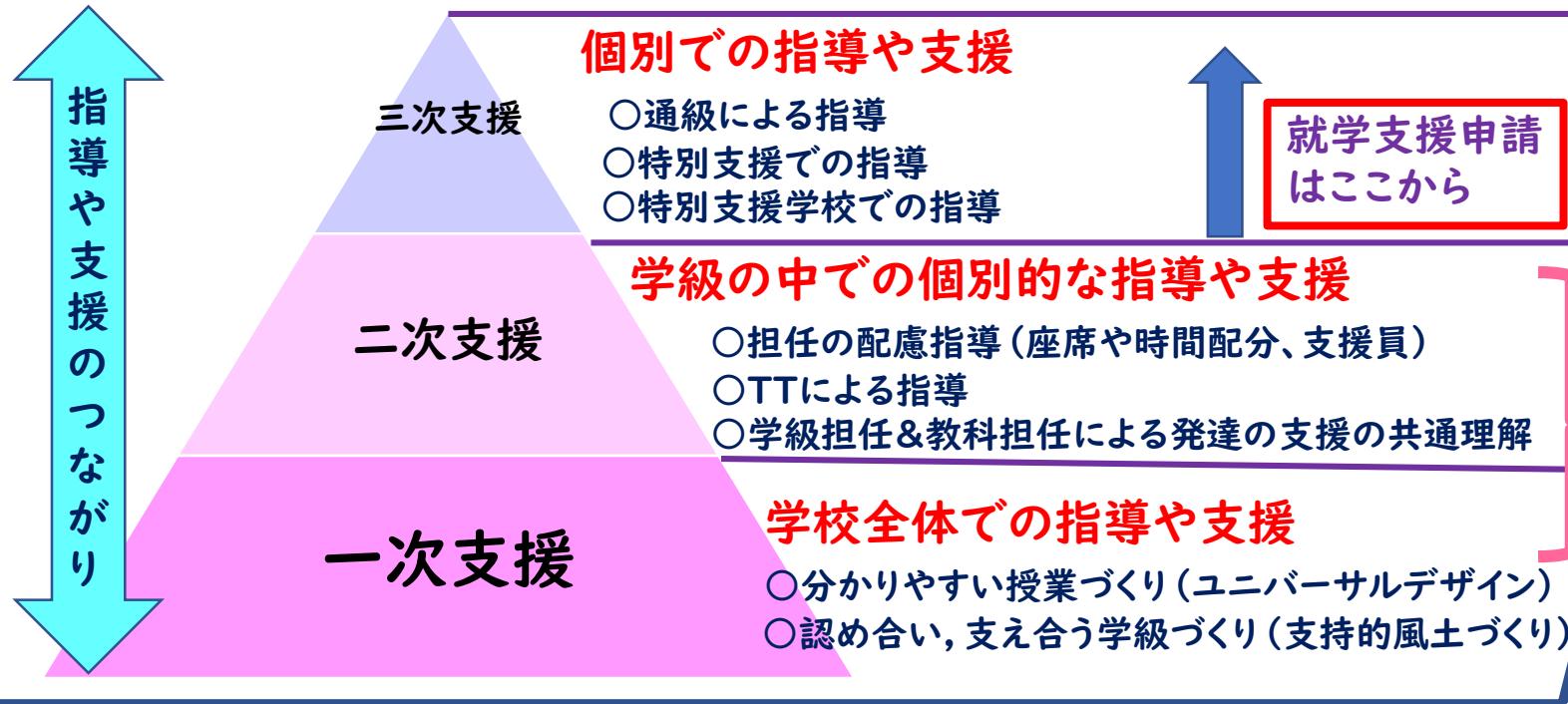


『インクルーシブ教育の推進』に向けて!

令和6年2月 宮古島市教育委員会

多層支援からインクルーシブへ



宮古島市特別支援教育リーフレットの活用を!

宮古島市特別支援教育リーフレット①②に以下の内容を掲載しております。

- ・特別支援コーディネーターの役割、学級担任・教科担任等の役割
- ・校内支援委員会の流れ
- ・具体的支援体制
- ・学びの場と障害 (困難さ) の程度
- ・就学支援申請にかかるスケジュール

※詳しくはQRコードからご覧ください。



☆リーフレット
☆特別支援
COガイドブック



『基礎的環境整備(人的環境・物的環境)』の確立

『基礎的環境整備』を揃えていきましょう

- (1) 学校職員全体で**インクルーシブ教育**を共有しましょう。
- (2) 教員同士が**同僚性を発揮**し、多様性を生かし合うチームであること。
- (3) **自治的集団づくり**や温かい雰囲気 (**支持的風土の醸成・認め合い**) の学級
- (4) **多様性を前提**としたが学級づくり・授業づくりに努める。
- (5) **合理的配慮**を提供すること

特別支援学級対象者の判定基準について

知的学級、言語学級、自閉症・情緒学級の判定基準について、再確認をお願いします。

	障害の程度
知的障害	知的発達の遅滞があり、他人との 意思疎通に軽度の困難 があり、 日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難 である程度のも
言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す・聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れのある者、その他これに準ずる者(これらの障害が主として他の障害に起因する者でない者に限る。)でその程度が著しいもの
自閉症	自閉症又はこれに類するもので、他人との 意思疎通及び対人関係の形成が困難 である程度のも
情緒障害	主として心理的な要因による 選択性かん黙 等があるもので、 社会生活への適応が困難 である程度のも

日常会話はできるが、抽象的な概念等が分からない。

食事、排泄等、一部援助が必要

他と関わる。ルール守り行動する。危険回避する。身辺処理等



小・中連携による「切れ目のない支援」を!

小学1年に在籍した児童が学びの見直しをせず、小学6年までずっと支援学級に在籍、中学校でも在籍ということがないよう、中学校までに**社会的自立**を目指して**段階的な支援・指導**を行い、適宜「**学びの場の見直し**」を実施し、個に応じた**切れ目のない支援**を行えるようにしましょう。



社会的自立を目指す!

個別の教育支援計画・指導計画の充実・活用

低学年から個に応じた**早期支援**がポイント

小学校高学年までに**社会的適応能力**を伸ばす

中学校で「**集団での学び**」ができるよう**段階的に支援・指導**を行う

特別支援学級及び通級指導教室の教育課程編成について

※令和6年度の特別支援学級の授業時数について下記を確認しましょう。

- 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、「**自立活動**」の時間が設定されていないことがないようにしましょう。(自立活動は必須)
- 週の**半数以上の時数**を特別支援学級で確保しましょう。(次年度の退級に向けて、段階的に交流学級での学習を進めている場合は可)
- 通級による指導(自立活動を行う場)も単なる**教科の学習の遅れを補充する指導**ではないようにしましょう。

□教育課程
□各教科の内容を取り入れた自立活動の例



※知的学級と自閉症学級の児童と一緒に学習したり、同じ時間に異学年と一緒に学習したりすることは「**合わせた指導**」ではありません。特に必要がある場合、知的学級で行われる指導形態であり、生活単元学習、日常生活の指導、作業学習の形態で学習することをいいます。「**教科ではない!**」ということに留意してください。

知的学級・自閉症学級申請については、心理検査のみでなく、上記のような**社会的適応能力**も含め、多面的な見取りをお願いします。

その他の障害、通級指導の対象者の基準、特別支援学校就学基準については、右記のQRコードをご確認ください。